

生活保護施策

1 水道・下水道使用料助成事業

助成世帯数、助成金額

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
助成世帯数 (件)	361	413	471	474
助成金額 (円)	1,254,498	1,425,186	1,627,164	1,646,988

他市の実施状況

* 市独自施策としての実施自治体はありません。

2 交通災害共済掛金助成事業

助成人数、助成金額

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
助成人数 (人)	147	157	194	207
助成金額 (円)	73,300	78,300	96,400	102,900

他市の実施状況 (平成18年4月現在)

市名	実施の有無	助成範囲
八王子市	×	
立川市		生活扶助適用者
武蔵野市	×	
三鷹市	×	
青梅市	×	
府中市	×	
昭島市	×	
調布市	×	
町田市	×	
小金井市	×	
小平市	×	
日野市		生活 医療 住宅 教育扶助適用者
東村山市	×	
国分寺市	×	
国立市		生活 医療 住宅 教育扶助適用者
福生市	×	
狛江市	×	
東大和市	×	
清瀬市	×	
東久留米市	×	
武蔵村山市		全員
多摩市	×	
稲城市	×	
羽村市		全員
あきる野市	×	
西東京市	×	

羽村市福祉施策審議会 審議会の開催経過

回数	日程	審議内容
第1回	平成18年6月6日(火)	(1) 会長及び副会長の選任 (2) 諮問 (3) 羽村市福祉施策審議会の傍聴に関する定めについて (4) 羽村市福祉施策審議会の所掌事項について (5) 今後の審議の進め方について
第2回	平成18年7月19日(水)	【高齢者福祉施策】 (1) 敬老のつどいについて (2) 敬老金等の支給について
第3回	平成18年8月24日(木)	【障害者福祉施策】 (1) 心身障害者福祉手当(市制度分)について (2) 移送サービス事業について (3) 緊急通報システム事業について (4) 心身障害者手帳交付申請に伴う診断書料助成について
第4回	平成18年9月13日(水)	【障害者福祉施策】 (1) 補装具等自己負担助成事業について 【高齢者福祉・障害者福祉 生活保護施策】 (2) 水道・下水道使用料助成事業について (3) 交通災害共済掛金助成事業について
第5回	平成18年10月18日(水)	答申案について審議

* 答申日 平成18年10月30日(月)

羽村市福祉施策審議会委員名簿

	構 成	氏 名
1	知識経験者	井上 克巳
2	知識経験者	森田 幸男
3	福祉施設の代表者	石川 美紀
4	福祉施設の代表者	有馬 正之
5	福祉関係団体の代表者	田口 尚子
6	福祉関係団体の代表者	押江 起久子
7	福祉関係団体の代表者	木下 正彦
8	福祉関係団体の代表者	野崎 利男
9	福祉関係団体の代表者	堀 茂子
10	公共的な団体の代表者	中野 康治
11	公共的な団体の代表者	関谷 博
12	公共的な団体の代表者	宇津木 ト子
13	市民公募委員	熊谷 喜美子
14	市民公募委員	永井 正子
15	市民公募委員	古川 光昭

羽村市福祉施策審議会条例

平成10年6月30日

条例第20号

(設置)

第1条 時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策について調査及び検討を行うため、市長の付属機関として、羽村市福祉施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平18条例7・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、答申するものとする。

- (1) 児童福祉施策に関すること。
- (2) 高齢者福祉施策に関すること。
- (3) 障害者福祉施策に関すること。
- (4) その他の福祉施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者 5人以内
- (2) 福祉施設の代表者 2人以内
- (3) 知識経験者 2人以内
- (4) 公共的な団体等の代表者 3人以内
- (5) 市民公募委員 3人以内

(平18条例7・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる答申をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、社会福祉に関する事務を所管する課において処理する。
(平17条例2・平18条例7・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第7号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。